



2017年  
6月12日  
NO.418

九州旅客鉄道労働組合  
福岡市博多区博多駅前2丁目3-23  
TEL 092-472-7950(代)  
URL http://www.jr-krwu.org  
発行人/許斐元文 編集人/大久保浩

# ようこそJR九州労組へ!

許斐中央執行委員長

## 歓迎のメッセージ



新入社員の皆さま、JR九州への入社おめでとうございます。また、この度はJR九州労組にご加入いただきありがとうございます。私たちJR九州労組は、加入いただいた皆さんの雇用を守り、賃金をはじめとする労働条件の向上にむけ、しっかり取り組んでまいりますので、皆さんも組合の活動に積極的に参加していただくようお願い申し上げます。歓迎の言葉とさせていただきます。

共に頑張りましょう。

中央執行委員長 許斐 元文



2017年度新入社員の組合加入にむけて、4月1日以降、組織の総力を挙げて取り組んできたが、6月1日までに新入社員全員がJR九州労組に加入し、202名(JR九州病院11名含む)を新たな仲間として迎えた。

また、JR九州労組は新たな仲間の加入を組織全体で歓迎するとともに、職場や仕事に対する不安が一日も早く解消できるよう、取り組んで行く決意である。

さらに、「平成28年熊本地震」や地域活性化に対するボランティア活動などの社会貢献活動にも積極的に取り組むとともに、連合や交連労協などに多くの役員を配置するなど、労働組合として社会的責任も果たしてきたところである。

こうした点から見ても、JR九州内における組合員・家族の生活を守ることができるとは、JR九州労組のみであることは明確である。各級機関においては、引

### 新入社員202名を 新たな仲間として迎える 労働条件向上のため、共に頑張りましょう!

き続き未加入者や他労組からの良識ある組合員に対して、JR九州労組への結集を訴えるとともに、新入組合員を対象としたニュー

メンバーズセミナーや歓迎会等の早期開催にむけて、更に奮闘していただくことを要請する。

## 青年・女性委員会 リパティューヌスラリー開催 組合員がひとつに「つながる」



我々JR連合九州地協が一体となって復興に尽力しなければならぬ」とあいさつした。続いて、中央本部を代表して許斐委員長より昨年の熊本地震復興に尽力した組合員と春闘の取り組みに対するお礼を述べた。

リパティューヌスラリー2017 in Nagasaki

2日目は山歩きを行い、現地ボランティアスタッフの方から山林の草花や野生動物の知識を教わりながら自然の大切さを学び、盛況のうちに閉会した。

JR九州労組中央本部青年女性委員会は5月13日から14日にかけて、長崎県長崎市の森で、「リパティューヌスラリー2017 in Nagasaki」を開いた。リパティューヌスラリーは毎年、青年・女性委員会が主催する一大イベントであり、JR九州労組青年・女性委員会のみならず、JR連合九州地協やグループ

【通信員】井口 祥一



# 第88回メーデー 働く人々を軸とする安心社会の実現にむけて 労働時間是正を訴えデモ行進

5月1日のメーデーに合わせ、連合が主催する「第88回メーデー」が全国各地で開かれ、多くのJR九州労組組合員が参加するなか、長時間労働の撲滅、デイリーストワークの実現、今こそ底上げ、底支え、格差是正の実現にむけ連帯を強化していくことを参加者全員で確認しあった。



4月29日に福岡市舞鶴公園で連合福岡や連合福岡地協などの主催で開かれた「第88回福岡メーデー」は、各産業別労働組合を中心とした組合員約6、100名が参加。JR九州労組からも福岡地区の各分会や中央本部、退職者連絡会などの組合員と会員ら約100名が参加した。



実行委員会を代表して挨拶した連合福岡福岡地域協

議会議長 保田哲行議長（JR連合・JR九州労組選出）は、この間連合が求めてきた時間外労働の罰則付きの上限規制が法制化される見通しとなったことを歓迎する一方で、「政府は長時間労働を助長させる恐れのある裁量労働時間制の対象業務の

拡大や高度プロフェッショナル制度の導入を目論んでいる」とし、「安心して働くことを壊す政治、格差社会を生み出そうとする政治を許すことなく、働く者の権利が保障され、適切な社会保障を享受できる社会を創っていかねばならぬ

## 時間外労働の削減を求め 会社と団体交渉を行う

本部は、「労働基準法第36条に基づく時間外と休日の労働に関する協定」、いわゆる「36（サブプロク）協定」について、時間外労働の削減と適切な要員確保、更なる労働時間管理などを求め、6月5日に会社と団体交渉を行った。

労働基準法第32条では、労働者は一日8時間、週40時間を超えて労働することを禁じている。しかし、繁忙や災害などを理由に時間外労働を認める法律がある。「労働基準法第36条」に謳われている「36（サブプロク）協定」だ。

この協定は、会社と社員の過半数を占める労働組合とが協定を結ば、会社が時間外労働を命じることができない協定で、JR九州労組も会社と同協定を締結している。その内容は、時間

外労働の限度として、一日8時間、一箇月45時間、一年間360時間の時間外労働を認めている。さらに、特別な事情（臨時的なものに限る）が生じた場合に限り、度時間を超えて時間外労働ができる「特別条項」を締結しており、その時間は、1箇月45時間、1年間270時間までとなっており、その締結期間は前年7月1日〜本年6月30日までとなっている。

### 36協定における時間外及び休日労働の限度

- 1日8時間、1箇月45時間、1年間360時間まで
- 休日労働は1箇月に2日を限度

【特別の事情（臨時的なものに限る）】が生じた場合】

- 1箇月45時間、1年間270時間まで
- ただし、1箇月45時間を超える回数は一人につき年6回まで

これまでも、時間外労働の削減と労働時間管理の徹底を求め会社と協議を行ってきたが、効率化施策の深化により、現場では要員不足を訴える組合員が多くを占め、組合員の負担は大きくなるばかりである。こうした、状況を踏まえた団体交渉では、会社は、未だ特別条項限度時間

に近い時間外労働を行っている社員がいることを改めて認め、特別条項の撤廃と36協定限度時間の削減については、労働基準法等に基づき取り扱っており、引き続き時間外労働の削減に取り組んでいくと述べるにとどめ、JR九州労組と会社の考えに大きな乖

離があることから、引き続き時間外労働の削減と適正な要員配置を求めていく。

## 地域活性化ボランティア活動 茶摘みと製茶作業を体験 地域や海外研修生との交流も深める



5月20日、オイスカ西日本研修センター主催の茶摘み・製茶体験が福岡市早良区のオイスカが管理する茶畑と同研修センターで開かれ、地域住民の方々とともにJR九州労組から10名が参加した。



JR九州労組では、JR連合が提唱する「地域とのパートナーシップ」を实践する取り組みとして年3回オイスカ西日本研修センターと連携したボランティア活動をっており、この日は、オイスカの海外研修生らと、良質な茶葉といわれる「一芯二葉」（芯芽とすぐ下の二枚の葉）を手摘みすると

## 長時間労働の是正にむけ 連合フォトメッセージで世論喚起につなげよう

連合では多様な職場から「長時間労働是正」にむけた声が上がっていることを目に見える形にし世論喚起を行っていくことを目的に、「長時間労働是正」にむけた職場などからのフォトメッセージの撮影と投稿を呼びかけ、連合HPで公開しています。JR九州労組もこうした取り組みに積極的に参画し、地方委員会や総対話集会、会議などで撮影した合計40枚に及ぶフォトメッセージを投稿してきました。

この間の各級機関の取り組みに感謝申し上げます。

連合 フォトメッセージ



ともに、今では珍しい釜炒りでの製茶を体験した。これら茶畑整備は、地域住民の高齢化等により手入れが困難となった茶畑を、オイスカ西日本研修センターが管理し、アジア太平洋地域からの海外研修生に対して、米や野菜などさまざまな農作物を育てることで、アジア地域における農業技術を普及させるための活動の一環として行われている。JR九州労組では6月24日にも、茶畑整備と海外研修生との交流を計画しており、引き続きオイスカと連携しながら地域活性化に資する活動に取り組むこととしている。

【通信員 本多 洋一】